

総務委員会

期日：令和2年8月31日(月)9時

場所：第1委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 副市長挨拶

4 請願・陳情審査

(1) 請願第3号(新規)

【資料No.1】

要旨：「国に対し、辺野古新基地建設工事を中断して、話し合いを求める意見書を提出
出願いたい」

請願者住所 氏名：下伊那郡豊丘村大字神稲 7842 番地

沖縄の不屈の戦いの応え、辺野古新基地建設に関する請願を出す会

代表 原 富子 氏

(2) 請願第4号(新規)

【資料No.2】

要旨：「国に対し、消費税率5%への引き下げを求める意見書を提出願いたい」

請願者住所 氏名：飯田市松尾新井 6790 番地

飯田民主商工会 代表 原 寿治 氏

(3) 請願第5号(新規)

【資料No.3】

要旨：「国に対し、地方財政の充実・強化を求める意見書を提出願いたい」

請願者住所 氏名：飯田市大久保町 2534 番地

飯田市職員労働組合 執行委員長 倉田 奨 氏

4 閉 会



令和2年 8月17日

飯田市議会議長

湯沢 啓次 様

請願者 沖縄の不屈の戦いに応え、辺野古新基地
建設に関する請願を出す会

代表者 下伊那郡豊丘村神稻7842

原 富子

紹介者 木下 容子

後藤 荘一

辺野古新基地建設工事を中断して、話し合いを求める
意見書の提出に関する請願書

(請願趣旨)

日本政府は2006年に辺野古新基地計画を閣議決定しました。

それに対し沖縄では、新基地建設1本に絞った昨年2月24日の県民投票で、投票率は国政選挙並みの50パーセントを越え、その結果は72パーセントが新基地反対でした。

辺野古の海、大浦湾は生物多様性の宝庫であり、国の天然記念物であるジュゴンをはじめとする絶滅危惧種262種を含む貴重な生物が生息します。政府の環境保護に対する姿勢について国内だけでなく世界からも注視されています。

また、辺野古新基地は90mにも及ぶ軟弱地盤が存在し、地盤改良のためには7万7千本の杭を必要とします。しかし、水深70m以上の地盤改良工事を行った実績は世界中になく、したがって工事可能な作業船もありません。

辺野古の軟弱地盤を調査している地震学者のチームは震度1の地震で護岸崩壊の恐れがあると指摘しています。

以上の理由から、貴議会におかれましては、日本政府に対して、辺野古新基地建設工事をいったん中断し、沖縄県と話し合いをするよう下記についての意見書を地方自治法第99条の規定に基づき、提出していただきますよう請願いたします。

記

(請願事項)

- 1、 地方自治法と沖縄県の民意を尊重し、辺野古新基地工事をいったん中断して、話し合いを求める意見書を関係機関に、貴議会において提出されるよう請願いたします。

日本政府に辺野古新基地建設工事を中断して話し合いを求める意見書（案）

日本政府は2006年に辺野古新基地計画を閣議決定しました。

それに対し沖縄では、新基地一本の絞った昨年2月24日の県民投票で、国政選挙並みの50パーセントを越え、その結果は72パーセントが新基地反対でした。

辺野古の海、大浦湾は生物多様性の宝庫であり、国の天然記念物であるジュゴンをはじめとする絶滅危惧種262種を含む貴重な生物が生息します。政府の環境保護に対する姿勢について、国内だけでなく世界からも注視されています。

また、新基地は90mにも及ぶ軟弱地盤が存在し、地盤改良のためには7万7千本もの杭を必要とします。しかし、水深70m以上の地盤改良工事は世界でも行った実績がなく、したがって工事可能な作業船さえありません。

辺野古の軟弱地盤を調査している地震学者のチームは、震度1の地震で護岸崩壊の恐れがあると指摘しています。

以上の理由から、日本政府は辺野古新基地建設工事をいったん中断し、沖縄県と話し合いをすることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年 月 日提出

長野県飯田市議会議長 湯沢 啓次

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣

飯田市議会議長
湯沢啓次 殿

2020年 8月 19日



請願団体名 飯田民主商工会
代表者名 会長 原 寿治
所在地 飯田市松尾新井 6790
紹介議員 後藤 荘一



国に対し「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の
提出を求める請願書

【請願趣旨】

昨年の消費税増税以降、日本経済は低迷しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響が追い打ちをかけ、多くの国民に影響が出ています。フリーランスや中小業者は事業の継続が困難になっています。極度に景気が悪化する中で、飯田下伊那地域でもコロナ禍により深刻な状況となっています。いま対策を打たなければ、さらなる廃業、倒産を招き、地域の雇用が失われてしまいます。

緊急経済対策として消費税率を5%以下へ引き下げることが求められています。消費税減税を国が決断することにより、新型コロナの終息後も、生活必需品など消費税負担を軽減して国民の購買力を高める景気対策となります。すでに19の国々がコロナ対策として消費税の減税を実施しています。

日本国憲法は応能負担原則に則った税制の確立を求めています。消費税に頼るのではなく、税金の集め方、使い方を見直すことで財源を確保することは可能です。多額の内部留保を保有する大企業や株で大儲けをする富裕層の方々にも税の応能負担を求めるべきです。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税を5%へ引き下げを求めます。

以上の趣旨から下記事項についてお願いいたします。

【請願事項】

一、消費税率5%への引き下げを求める意見書を政府に送付していただくこと

内閣総理大臣 安倍晋三殿

「消費税率 5%への引き下げを求める意見書」(案)

昨年の消費税増税以降、日本経済は低迷しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響が追い打ちをかけ、多くの国民に影響が出ています。フリーランスや中小業者は事業の継続が困難になっています。極度に景気が悪化する中で、飯田下伊那地域でもコロナ禍により深刻な状況となっています。いま対策を打たなければ、さらなる廃業、倒産を招き、地域の雇用が失われてしまいます。

緊急経済対策として消費税率を5%へ引き下げることが求められています。消費税減税を国が決断することにより、新型コロナの終息後も、生活必需品など消費税負担を軽減して国民の購買力を高める景気対策となります。すでに19の国々がコロナ対策として消費税の減税を実施しています。

日本国憲法は応能負担原則に則った税制の確立を求めています。消費税に頼るのではなく、税金の集め方、使い方を見直すことで財源を確保することは可能です。多額の内部留保を保有する大企業や株で大儲けをする富裕層の方々にも税の応能負担を求めるべきです。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税を5%へ引き下げを求めます。

以上、地方自治法99条の規定にもとづき、意見書を提出します。

議会

議長名

「地方財政の充実・強化を求める意見書」の採択を求める請願書

2020年8月19日

飯田市議会議長
湯澤 啓次 様



請願者

氏名 飯田市職員労働組合
執行委員長 倉田 奨
住所 長野県飯田市大久保町2534
電話 0265-23-5819



紹介議員

木下 容子



請願趣旨

地方公共団体は、子育て支援・医療・介護等の社会保障の充実、人口減少対策をはじめ国土強靱化と防災・減災事業の実施等、担うべき役割が一層増大してきており、これに見合う財政措置が課題となっている。

これらの多様なニーズへの対応と行政サービスの質の確保を実現するためには、政府が地方公共団体の財政需要を的確に把握し、これに必要な地方交付税等の一般財源総額を確保することが不可欠である。

このような中、今年度の地方の一般財源総額は昨年度を上回ったものの、地方公共団体においては、新型コロナウイルス感染症対策や会計年度任用職員制度の導入に係る歳出の増加、経済の下振れによる税収の減少も踏まえた財政運営が必要となっている。また、地方交付税の算定に関し、業務改革の取組等の成果を反映することは、地方の改革意欲を損ねることも懸念される。

よって、国において、地方公共団体がその担うべき役割を確実に実現するため、地方財政全体の安定確保に向けて、次の事項について対策を講ずるよう強く要請する。

記

- 1 一般財源総額の確保に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策、社会保障、人口減少対策、防災・減災対策等の地方公共団体の財政需要を的確に把握し、反映させること。
- 2 地方交付税による財源調整機能及び財源保障機能の強化を図るとともに、特例的な措置である臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。
- 3 地域間の財源偏在性を是正するための抜本的な解決策を協議すること。
- 4 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」を、持続可能な地域社会の維持・構築のために継続・拡充すること。

請願事項

「地方財政の充実・強化を求める意見書」を採択し、政府・関係省庁へ意見書を提出してください。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方公共団体は、子育て支援・医療・介護等の社会保障の充実、人口減少対策をはじめ国土強靱化と防災・減災事業の実施等、担うべき役割が一層増大してきており、これに見合う財政措置が課題となっている。

これらの多様なニーズへの対応と行政サービスの質の確保を実現するためには、政府が地方公共団体の財政需要を的確に把握し、これに必要な地方交付税等の一般財源総額を確保することが不可欠である。

このような中、今年度の地方の一般財源総額は昨年度を上回ったものの、地方公共団体においては、新型コロナウイルス感染症対策や会計年度任用職員制度の導入に係る歳出の増加、経済の下振れによる税収の減少も踏まえた財政運営が必要となっている。また、地方交付税の算定に関し、業務改革の取組等の成果を反映することは、地方の改革意欲を損ねることも懸念される。

よって、国において、地方公共団体がその担うべき役割を確実に実現するため、地方財政全体の安定確保に向けて、次の事項について対策を講ずるよう強く要請する。

記

- 1 一般財源総額の確保に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策、社会保障、人口減少対策、防災・減災対策等の地方公共団体の財政需要を的確に把握し、反映させること。
- 2 地方交付税による財源調整機能及び財源保障機能の強化を図るとともに、特例的な措置である臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。
- 3 地域間の財源偏在性を是正するための抜本的な解決策を協議すること。
- 4 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」を、持続可能な地域社会の維持・構築のために継続・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2020年9月 日

長野県飯田市議会議長 湯澤 啓次

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣

各市議会議長 様

全国市議会議長会

会長 野 尻 哲 雄

(大分市議会議長)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書の提出について (お願い)

平素、本会の運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面しています。地域経済にも大きな影響が及び、地方税・地方交付税の大幅な減収等により、今後の地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しいものになることが予想されます。地域の実情に応じた行政サービスを安定的に提供するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保を強く国に求めていく必要があります。

つきましては、各市区議会におかれては、この趣旨をご理解いただき、9月定例会において、地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議決のうえ国会・関係行政庁に提出していただくとともに、地元選出国會議員に対し要望するなど積極的なご対応をお願いいたします。

なお、別添の意見書(案)は、あくまでも参考としてお送りするものであり、具体的な文言等については、各議会において適宜工夫いただければと存じます。

連絡先 全国市議会議長会

政務第一部 伊藤

TEL 03-3262-5235

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日

〇〇都道府県〇〇市(区)議会議長 〇〇 〇〇

衆議院議長 〇〇 〇〇 殿
参議院議長 〇〇 〇〇 殿
内閣総理大臣 〇〇 〇〇 殿
内閣官房長官 〇〇 〇〇 殿
総務大臣 〇〇 〇〇 殿
財務大臣 〇〇 〇〇 殿
経済産業大臣 〇〇 〇〇 殿
経済再生担当大臣 〇〇 〇〇 殿
まち・ひと・しごと創生担当大臣 〇〇 〇〇 殿